

2007年6月10日

〒456-0022 愛知県名古屋市熱田区横田1-1-20
電話 052-671-0110(代) 内線330
愛知県熱田警察署 刑事課長 大島様

〒 東京都足立区
半澤一宣(はんざわ・かずのり)

冠省 6月4日付けでお送りした告訴状を受理いただいた旨の連絡が、9日に届きました。

今回の告訴以外にも様々な事件が次々と発生しているのであろう中で、皆様方の貴重なお時間を割かせてしまうことに、気がとがめる部分がないわけでもありません。しかし、愛知県民をはじめとする多くの国民が(喫煙その他の迷惑行為に起因する暴力行為などの犯罪におびえることなく)安心して鉄道その他の公共施設を利用できるようにするための世直しと位置づけ、捜査に取り組んでいただければというのが、私の希望です。

ところで、今回の大島様からの連絡の中に記されていた、

「駅員が『犯人を検挙する義務を負う警察官等』との身分を有するものに該当するか否か」

「(半澤からの)申出に対して何らの行動を起こさなかったことが『ことさらその義務を果たさなかった』場合に該当するのか否か」

に関する私感を、以下に記します。

この判断は、例えば駅員などが、不正乗車(俗に言う「キセル」など)をした旅客を見つけた場合のことを考えれば、明らかではないでしょうか。

仮に、駅員や車掌などが「犯人を検挙する義務を負う警察官等」との身分を有さない職であるとした場合、駅員や車掌が、キセルなどの不正客の身柄を拘束し、そのうえで(運送約款に定められた)割増し運賃を請求・徴収したりするのは、権限を逸脱した不法行為(逮捕・監禁罪など)を行っていることになってしまう理屈だからです。

ですから、もしも名鉄に限らない鉄道事業者が、駅員や車掌の司法警察権について、権利(不正旅客からの割増し運賃の徴収)の存在だけ主張し、責務(鉄道施設内での犯罪者の身柄拘束)の存在を否定するとしたら、それは司法警察権に係る御都合主義的なダブルスタンダード(二重基準)を一方向的に正当化しようとするものです。

私は、鉄道事業者のそのような身勝手は、社会正義に鑑みたとき、断じて許されるべきでないと考えます。

私は以前、このあたりの問題に関する論考を、私が所属する「交通権学会」で発表したことがありますので、学会誌『交通権』第21号に掲載された当該論文のコピーをお送りいたします。駅員や車掌の司法警察権については、43頁「消費者契約論から見た、迷惑行為問題における交通事業者の不当性」の項目で言及しています。また、名鉄や国土交通省中部運輸局が、今回の問題を鉄道利用者のマナーの問題にすりかえたことがなぜ不当かについての理由も、41頁「鉄道における迷惑行為問題の概説」の項目で触れてあります。

今回の告訴に係る捜査、及び立件の御参考にしていただければ幸いです。というより、今回の告訴の理由やその理論構築はこの論文に基づいていると申し上げたほうが、より正確かもしれません。

今後、捜査が進み書類送検されましたら、お手数とは存じますがその旨と、担当検察庁への問い合わせに必要な連絡先や事件番号などを、お知らせいただければ幸いです。

取り急ぎ用件のみにて失礼いたします。

草々